

## 政令第二百三十九号

### 地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二十二」を「第六条の二十二の十三」に改め、「第六十条」を削る。

第六条の十四第一項中「第七百六条の二第二項において」の下に「その」を加え、同項第一号中「とする。」を削り、同条第二項中「第七十三条の二第八項」を「第七十三条の二第九項」に改める。

第六条の十七第一項第四号中「で条例」を「であつて、条例」に改め、同条第二項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

### 六 軽油引取税

第六条の十七第二項第九号中「で条例」を「であつて、条例」に改める。

第六条の二十二中「前条まで」の下に「及び次条から第六条の二十二の十三まで」を、「及び」の下に「

第一章第十六節の規定並びに」を加える。

第一章中第六条の二十二の次に次の十二条を加える。

(領置物件等の封印等)

第六条の二十二の二 当該徴税吏員（法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ。）は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項等)

第六条の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。

）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録

させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六号及び第六條の二十二の七第二項において同じ。）及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

#### 四 請求者の官職氏名

五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第二十二條の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2 当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合には、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければなら  
ない。

3 当該徴税吏員は、郵便物、法第二十條第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対

して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件(法第二十条の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六条の二十二の十三において同じ。)に関係があると認めらるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(間接地方税の範囲)

第六条の二十二の四 法第二十二條の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 道府県たばこ税
- 二 ゴルフ場利用税
- 三 軽油引取税
- 四 市町村たばこ税
- 五 入湯税
- 六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(領置目録等の記載事項)

第六条の二十二の五 当該徴税吏員は、法第二十二條の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(領置物件等の処置)

第六条の二十二の六 当該徴税吏員は、法第二十二條の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他当該徴税吏員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件（以下この条及び第六条の二十二の十二において「領置物件等」という。）を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量
- 二 公売の日時、場所、方法及び事由
- 三 買受代金の納付の期限

#### 四 保証金に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3 法第二十二條の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款（第九十六條を除く。）の規定の例による。

4 法第二十二條の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

5 地方団体の長は、法第二十二條の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

#### （還付の公告等）

第六條の二十二の七 法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二條の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この項において「還付物件」という。）を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

2 法第二十二條の十八第二項において準用する法第二十二條の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二條の十八第一項に規定する記録媒体（以下この項において「交付等物件」という。）を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることができない旨

二 交付等物件の品名及び数量

三 差押えの年月日及び場所

四 差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても法第二十二條の十八第一項の規定による交付又は複写の請求がないと

きは、交付等物件を交付し、又は当該交付等物件に記録された電磁的記録を複写させることを要しない旨

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第六条の二十二の八 法第二十二條の十九第四項に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 破壊すべき物件
- 四 鑑定人の氏名及び職業
- 五 請求者の官職氏名
- 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

(夜間執行の制限を受けない地方税)

第六条の二十二の九 法第二十二條の二十第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地



方税とする。

一 ゴルフ場利用税

二 軽油引取税

三 入湯税

四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(調書の記載事項)

第六条の二十二の十 当該徴税吏員は、法第二十二條の二十四各項に規定する調書に、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

(通告の方法等)

第六条の二十二の十一 法第二十二條の二十八第一項の規定による通告(以下この項及び次項において「通告」という。)は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定

する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものにより法第二十二條の二十八第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の書面には、法第二十二條の二十八第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第二十二條の二十八第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第二十二條の二十八第一項に規定する没収に該当する物件が当該徴税吏員又は法第二十二條の十六第一項の規定により当該徴税吏員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合には、法第二十二條の二十八第一項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の供託書の交付)

第六条の二十二の十二 地方団体の長は、法第二十二條の三十一の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則  
嫌疑者に通知する場合において、法第二十二條の十六第二項の規定により供託した金銭があるときは、供  
託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置  
物件等の所持者に交付しなければならない。

(書類の作成要領)

第六条の二十二の十三 犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第二十二條の四第一項若しくは第三項、  
第二十二條の五第一項若しくは第二項又は第二十二條の十九第四項の許可状の請求に関する書類を除く。

）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、  
これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範  
囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削った部分は、これを読むことが  
できるように字体を残さなければならない。

第七条中「第二十三條第一項第九号」を「第二十三條第一項第十号」に改める。

第七条の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「（以下」の下に「この条から第七条の十五の三までにおいて」を加える。

第七条の三第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の三の三の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「規定する控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改める。

第七条の五第一項中「六月をこえる」を「六月を超える」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「において」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の十三第二項中「第三十四条第一項第一号」を「第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「については、次に定めるところによる」を「については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合 その」に改め、「の親族とする。」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる。」を「場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「場合には、その」を「場合 その」に改め、「の親族とする。」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合 これらの」に改め、「の親族とする。」を削る。

第七条の十五の三中「同年」を「前年」に改める。

第七条の十五の十二第三号中「第三十四第一項第五号ハ」を「第三十四条第一項第五号ハ」に改める。

第七条の十六の見出し中「控除対象配偶者等」を「同一生計配偶者等」に改め、同条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第七条の十九第二項中「にあつては」を「には」に、「。以下この項及び第四項」を「。以下この条」に、「外国の所得税等（当該年の）」を「外国の所得税等（」に改め、同条第三項中「の市」の下に「（以下この条及び次条において「指定都市」という。）」を加え、同条第七項中「、適用する。この場合において」

を「適用するものとし」に改め、「道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第七条の十九第七項を同条第九項とし、同条第六項中「の納税義務者の」の下に「当該年度の」を加え、「前年度以前の年度」を「これらの各年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した同項

に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。

6 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合において、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第四項の規定により計算した同項に規定する市町村民税の控除余裕額が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

第八条第一項中「によつて」を「で」に改め、同条第三項中「第七項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部から指定都市の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、前各項の規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合における第八項の規定



の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

- 一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）
- 二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

- 7 移行日が同一の計算期間（毎年四月二日から翌年四月一日までの期間をいう。第九項において同じ。）内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市」とあるのは「（同一の次項に規定する計算期間内の移行日（指定都市」と、「日（」とあるのは「日をいう。」と、「移行日」という。）」とあるのは「同じ。）のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるのは「当該計算期間内の移行

日に」と、「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

8 指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、市町村が税率変更年度（指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日（以下この項及び次項において「移行日」という。）の属する年度の翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）をいう。以下この項において同じ。）から五年度間の各月において第四十二条第三項の規定により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域（移行日に指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度（税率変更年度の前年度をいう。第一号において同じ。）以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税（第二号において「特定道府県民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。以下この項において同じ。）の額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分して算定した額とする。ただし

、移行日後に移行区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた場合における第六項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあつた特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において移行区域に住所を有した納税義務者に対して税率変更前年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税（次号において「特定市町村民税」という。）に係る地方団体の徴収金のうち、税率変更年度以後の収入となるべき分として市町村に納付又は納入のあつたものをいう。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 税率変更年度の四月一日現在において算定した指定都市以外の市町村が徴収すべき特定道府県民税の課税額の合計額と指定都市以外の市町村が徴収すべき特定市町村民税の課税額の合計額との割合

9 移行日が同一の計算期間内に二以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「（指定都市」とあるのは「（同一の前項に規定する計算期間内の移行日（指定都市」と、「日（」とあるのは「日をいう。」と、「移行日」という。）とあるのは「同じ。）のうち最も早い日」と、「翌年度（移行日が四月一日である場合には、移行日の属する年度）」とあるのは「翌年度」と、「移行日に」とあるの

は「当該計算期間内の移行日に」と、「移行日後に」とあるのは「当該計算期間内の各移行日後に当該移行日に係る」とする。

第三十五条の十五の見出し中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条中「については」の下に、「第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず」を加え、「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「国税犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）の規定（第一条の規定を除く。）」を「国税通則法施行令第十章（第四十六条を除く。）の規定」に、「第七条ノ二第一号中」を「第五十一条第一号中「課される」に、「消費税及地方消費税ノ」を「課される消費税及び地方消費税の」に改める。

第三十六条の二の三の見出し中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に改め、同条中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に、「の保留地予定地」を「に規定する保留地予定地等」に改める。

第三十九条の八中「法第七十三条の二第十項」を「法第七十三条の二第十一項」に、「によつて」を「により」に改め、「おける当該仮換地等」の下に「である土地」を、「上欄に掲げる」の下に「法の」を、「

字句は、「」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第七十三条の十五の二第二項</p>	<p>土地に</p>	<p>土地に対応する第七十三条の二第十一項に規定する仮換地等（第七十三條の二十四及び第七十三條の二十八第一項において「仮換地等」という。）に</p>
<p>第七十三條の二十四第一項</p>	<p>額に当該土地</p>	<p>額に当該土地に対応する仮換地等</p>
<p>第七十三條の二十四第一項第一号</p>	<p>の上</p>	<p>に対応する仮換地等の上</p>
<p>第七十三條の二十四第二項</p>	<p>額に当該土地</p>	<p>額に当該土地に対応する仮換地等</p>

第七十三條の二十四第二 項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第七十三條の二十四第三 項及び第四項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第七十三條の二十八第一 項	その譲渡する住宅の用に供する土地 で	土地でそれに対応する仮換地等がそ の譲渡する住宅の用に供されるもの のうち
	の上	に対応する仮換地等の上

第三十九條の十一中「に掲げるとおり」を「の各号のいずれにも該当すること」に改め、同条第一号イ中「においては」を「には」に改め、同条第四号中「において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の七中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第二号ロ中「以下この号」を「ホ」に改め

、同号二中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法」を「国税通則法第百五十七條第一項、関税法第百三十八條第一項」に改め、「（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「第十四條」を加え、「」において準用する場合を含む。」を「」第十二條において準用する場合を含む。」若しくは法第二十二條の二十八第一項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の八第六号中「せず」を「せず、」に改め、同條第十二号中「第四百四十四條の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、同條第十四号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三條の九第六号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法）」を「国税通則法第百五十七條第一項、関税法第百三十八條第一項（とん税法第十四條）」に、「において準用する場合を含む。」の「を」第十二條において準用する場合を含む。」若しくは法第二十二條の二十八第一項の「」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第四十三條の十中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同條第五号中「せず」を「せず、」に改め、同條第十一号中「第四百四十四條の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二條

の二十八第一項」に改める。

第四十三条の十二第五号中「せず」を「せず、」に改め、同条第十一号中「第四百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法」を「第二十二條の二十八第一項」に改め、同条第十三号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三条の十五第一項、第七項及び第十三項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法）」を「国税通則法第五百七条第一項、関税法第三百三十八条第一項（とん税法第十四条）」に、「において準用する場合を含む。）の」を「第十二条において準用する場合を含む。」若しくは法第二十二條の二十八第一項の」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同項第五号中「場合」を「とき」に改め、同条第十六項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「場合」を「とき」に改める。

第四十六条中「第二百九十二条第一項第九号」を「第二百九十二条第一項第十号」に改める。

第四十六条の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「で前年」を「で当該年度の初日



の属する年の前年（以下この条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）に改める。

第四十六条の二の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十六条の三の見出し中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第一項中「規定する控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十七条の三の見出し中「に規定する」を「の」に改め、同条第一号中「市町村」を「法第二百九十五条第三項の市町村」に、「法第二百九十五条第三項」を「同項」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十八条の六第二項中「第三百十四条の二第一項第一号」を「第三百十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「については、次に定めるところによる」を「については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を

「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合 その」に改め、「の親族とする。」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる。」を「場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、同号イ中「場合には、その」を「場合 その」に改め、「の親族とする。」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合 これらの」に改め、「の親族とする。」を削る。

第四十八条の七第一項中「定める保険料又は掛金について」の下に「、それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五第一号	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
第七条の十五第二号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
第七条の十五の二各号	第三十四条第八項第二号ニ	第三百十四条の二第八項第二号ニ
第七条の十五の三第一項	同条第八項第一号	法第三百十四条の二第八項第一号

第七條の十五の三第二項	同条第八項第三号	法第三百十四條の二第八項第三号
第七條の十五の三第三項	同条第八項第四号	法第三百十四條の二第八項第四号
第七條の十五の四第一号	第三十四條第一項第五号ロ	第三百十四條の二第一項第五号ロ
第七條の十五の四第二号	第三十四條第八項第三号	第三百十四條の二第八項第三号
第七條の十五の五第一号	第三十四條第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号イ
第七條の十五の五第二号	第三十四條第八項第一号ハ	第三百十四條の二第八項第一号ハ
第七條の十五の六各号	第三十四條第一項第五号の三	第三百十四條の二第一項第五号の三

第四十八條の七第三項中「要件について」の下に「、それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の十五の九第四項	同項第一号ハ	法第三百十四條の二第八項第一号ハ
第七條の十五の十二第一号	第三十四條第八項第一号イ	第三百十四條の二第八項第一号イ

第七條の十五の十二第二号	第三十四條第八項第一号ロ	第三百十四條の二第八項第一号ロ
第七條の十五の十二第二号	第三十四條第八項第一号ハ	第三百十四條の二第八項第一号ハ
第七條の十五の十二第二号	第三十四條第一項第五号ハ	第三百十四條の二第一項第五号ハ
第七條の十五の十二第二号	同項第四号イ	法第三百十四條の二第八項第四号イ

第四十八條の七第五項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十八條の九の二第二項中「この項及び第五項」を「この条」に、「外国の所得税等（当該年の）」を「外国の所得税等（」に改め、同条第四項中「の市」の下に「（第六項及び第七項において「指定都市」という。）」を加え、同条第八項中「、適用する。この場合において」を「適用するものとし」に改め、「、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第四十八條の九の二第八項を同条第十項とし、同条第七項中「の納税義務者の」の下に「当該年度の」を加え、「前年度以前の年度」を「これらの各年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八

項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の前項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額を控除した額（当該額が零に満たない場合には、零）とし、前年以前三年内の各年の前項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の六に相当する額（当該額が当該前年以前三年内の各年の同項の規定により計算した前項に規定する道府県民税の控除余裕額を超える場合には、当該道府県民税の控除余裕額）を加算した額とする。

7 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する場合には、前年以前三年内の各年（その翌年の一月一日に指定都市の区域内に住所を有した年に限る。以下この項において同じ。）の第七条の十九第四項の規定により計算した第五項に規定する市町村民税の控除余裕

額が当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額を超えるときは、当該前年以前三年内の各年の同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該超える部分の額を加算した額とし、当該前年以前三年内の各年の第五項に規定する市町村民税の控除余裕額は、同条第四項の規定にかかわらず、当該前年以前三年内の各年の国税の控除限度額の百分の十八に相当する額とする。

第五十四条の三十四第一項第一号中「第七十三条の二第十項」を「第七十三条の二第十一項」に改め、「規定する仮換地等」の下に「（以下この号及び次項第二号において「仮換地等」という。）」を加え、同項第二号中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に、「保留地予定地」を「保留地予定地等（次項第三号において「保留地予定地等」という。）」に改め、同項第三号中「埋立地等」を「同項に規定する埋立地等（次項第四号において「埋立地等」という。）」に改め、同条第二項第三号中「保留地予定地」を「保留地予定地等」に、「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に改める。

第五十六条の四十の二中「（平成十四年法律第九十九号）」を削る。

第五十九条及び第六十条を削る。

附則第四条第六項中「前年の」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第十八条の六まで並びに附則第十八条の七及び第十八条の七の二において「前年」という。）の」に改め、同条第十二項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第二十項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第四条の二第十一項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第十九項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九

の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第四条の六中「同年」を「前年」に改める。

附則第六条の九の見出し中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条中「当分の間、」を削り、「については」の下に「、当分の間、第六条の二十二の二から第六条の二十二の十三までの規定にかかわらず」を加え、「国税犯則取締法施行規則」を「国税通則法施行令第十章」に改める。

附則第十八条の四第四項中「又はその写し」を「若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」に改め、「特定口座年間取引報告書等の」を削る。

附則第十八条の五第十二項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七條の十九第七項の項中「第七條の十九第七項」を「第七條の十九第九項」に改め、同条第二十六項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条



の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の六第十六項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第十三項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

附則第十八条の七の二第八項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の十九第七項の項中「第七条の十九第七項」を「第七条の十九第九項」に改め、同条第十七項中「には、」を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条の九の二第八項の項中「第四十八条の九の二第八項」を「第四十八条の九の二第十項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の十九の改正規定（同条第七項に係る部分（同項を同条第九項とする部分を除く。）に限る。）及び第四十八条の九の二の改正規定（同条第八項に係る部分（同項を同条第十項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条第三項及び第九項並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 公布の日
- 二 第七条の改正規定、第七条の二第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第七条の三第二項、第七条の三の三、第七条の五第三項、第七条の十三第二項及び第七条の十六の改正規定、第七条の十九の改正規定（同条第三項に係る部分及び同条第七項に係る部分（同項を同条第九項とする部分を除く。）を除く。）、第四十六条の改正規定、第四十六条の二第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三、第四十七条の三第一号、第四十八条の六第二項及び第四十八条の七第五項の

改正規定並びに第四十八条の九の二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条第十二項及び第二十項、第四条の二第十一項及び第十九項、第十八条の五第十二項及び第二十六項、第十八条の六第十六項及び第三十三項並びに第十八条の七の二第八項及び第十七項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 平成三十一年一月一日

三 附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 平成三十二年一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（第四項から第六項までにおいて「施行日」という。）から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十九第三項の規定の適用については、同項中「以下この条及び次条」とあるのは、「次条第六項から第九項まで」とする。

2 新令第七条の十九第二項に規定する前年以前三年内の各年（附則第五条第一項において「前年以前三年内の各年」という。）に平成二十八年以前の年が含まれる場合における新令第七条の十九第五項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「年に」とあるのは、「平成二十九年以後の年に」とする。

3 新令第七条の十九第九項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新令第八条第六項及び第七項の規定は、施行日以後に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項から第六項までにおいて「指定都市」という。）以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となった場合における市町村が地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額について適用する。

5 新令第八条第八項及び第九項の規定は、施行日後に指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となった場合における市町村が地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額について適用する。

6 市町村が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において施行時指定都市の区域（施行日の前日における指定都市の区

域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域をいう。第一号及び第二号において同じ。

）に住所を有した納税義務者に対して平成二十九年以前年度の収入となるべきものとして課された個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額は、新令第八条第一項から第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げる割合で按分<sup>あ</sup>して算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

一 当該各月の前月中に納付又は納入のあった特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金と特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金（賦課期日現在において施行時指定都市の区域に住所を有した納税義務者に対して平成二十九年度以前の年度の収入となるべきものとして課された個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金をいう。次項において同じ。）との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。）

二 平成三十年三月三十一日現在において算定した施行時指定都市の区域の属した指定都市の平成二十九年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額との割合

7 都道府県が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地方税法第四十八条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は、新令第八条第十項の規定にかかわらず、当該特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金及び特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において前項第二号に掲げる割合により算定した額とする。ただし、同条第六項又は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額については、この限りでない。

8 新令附則第十八条の四第四項の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三項の規定の適用については、同項中「第七条の十九第九項」とあるのは、「第七条の十九第七項」とする。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第三条 新令第三十九条の十一（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（次条において「旧法」という。）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。次条第一項において「所得税法等改正法」という。）第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号。次条において「廃止前国税犯則取締法」という。）第十四条第一項の規定による通告処分は、改正法第二条の規定による改正後の地方税法（次条において「新法」という。）第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新令第四十三条の七（第二号二に係る部分に限る。）、第四十三条の九（第六号に係る部分に限る。）及び第四十三条の十五第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は所得税法等改正法第八条の規定による改正後の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百五十七条第一項の規定による通告処分と、旧法において準用す

る廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

2 新令第四十三條の八（第十二号に係る部分に限る。）、第四十三條の十（第十一号に係る部分に限る。

）及び第四十三條の十二（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧法第四百四十四條の五十四において準用する廃止前国税犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分は、新法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第五條 前年以前三年内の各年に平成二十八年以前の年が含まれる場合における新令第四十八條の九の二第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「年に」とあるのは、「平成二十九年以後の年に」とする。

2 新令第四十八條の九の二第十項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間にお



ける前項の規定の適用については、同項中「第四十八条の九の二第十項」とあるのは、「第四十八条の九の二第八項」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第七条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行令第五十九条の改正規定を削る。

附則第一条第四号の三中「及び第五十九条」を削る。

## 理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方税に関する犯則事件の調査及び処分に関する細目を定めるとともに、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲に対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。